

ご存じですか？

－ 牛の精液・受精卵は動物検疫の対象物品です －

牛の精液や受精卵は、海外への持ち出し・海外からの持込みのいずれも動物検疫の手続きが必要です。

和牛の精液や受精卵に関しては、どの国にも輸出することはできません。

和牛の精液や受精卵をお取り扱いの皆様におかれましては、上記についてご理解いただきますようお願いいたします。また、不正持ち出しを疑う事例や照会事項がありましたら、以下の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

【例】一般的な精液や受精卵の輸送容器



農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
TEL 03-3502-8295 (国際衛生対策室)

農林水産省 動物検疫所
TEL 045-751-5923(企画調整課)
045-751-5955(危機管理課)